



熊本県公報

号外 第 4 9 号
令和 8 年(2026 年)
9 月 30 日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

訓 令	
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(人事課) 1
○熊本県企業復興支援室設置規程	(〃) 2

訓 令

熊本県訓令第 2 8 号

本庁各部（公室・局）課
各 地 方 出 先 機 関
熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 8 年 9 月 3 0 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県庁処務規程（昭和 3 6 年熊本県訓令甲第 2 9 号）の一部を次のように改正する。
別表第 3 の 6 の表商工雇用創生局の部商工振興金融課の款第 1 4 項を次のように改める。

1 4 企業復興支援室に関すること						
。(1)平成 2 8 年熊本地震により被災した中小企業等グループ若しくはその構成員又は令和 2 年 7 月豪雨、令和 7 年 8 月豪雨若しくは令和 8 年熊本地震により被災した中小企業者が実						

	施する 施設又は設備 の復旧整備等 に係る事業の 調整及び推進 に関すること 。						
--	--	--	--	--	--	--	--

附 則
この訓令は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 2 9 号

本庁各部（公室・局）課
各 地 方 出 先 機 関

熊本県企業復興支援室設置規程を次のように定める。
令和 8 年 9 月 3 0 日

熊本県知事 木 村 敬

- 熊本県企業復興支援室設置規程
（設置）
- 第 1 条 平成 2 8 年熊本地震により被災した中小企業等グループ若しくはその構成員又は令和 2 年 7 月豪雨、令和 7 年 8 月豪雨若しくは令和 8 年熊本地震により被災した中小企業者が実施する施設又は設備の復旧整備等を推進するため、商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に企業復興支援室（以下「室」という。）を置く。
（分掌事務）
- 第 2 条 室の分掌事務は、前条に規定する施設又は設備の復旧整備等に係る事業の調整及び推進に関することとする。
（職員）
- 第 3 条 室に、室長及び必要な職員を置く。
2 室に、課長補佐を置くことができる。
3 室に、主幹及び参事を置くことができる。
（職務）
- 第 4 条 室長は、商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課長の命を受け、室に係る事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。
2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
（専決及び代決）
- 第 5 条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和 3 6 年熊本県訓令第 2 9 号）第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課長が専決する。
2 前項の課長専決事項について、商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課長が不在のときは、室長が代決することができる。
3 第 1 項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課長が指定した事項については、室長が専決することができる。
（庶務）
- 第 6 条 室の庶務は、商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課において行う。
（雑則）
- 第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- 附 則
この訓令は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。